

令和2年5月14日

会員各位

埼玉県行政書士会
会長 関口隆夫

お詫びと訂正

令和2年4月24日付埼行発第59号にてお知らせした「新型コロナウイルス感染症相談対策本部の設置について」の記載内容に一部訂正箇所がありましたので、下記のように訂正し、お詫び申し上げます。

記

3. 相談内容 ①各種許認可申請②特別定額給付金③住居確保給付金④緊急小口資金特別貸付⑤埼玉県休業協力金⑥学校等休業対応助成金⑦持続化給付金⑧雇用調整助成金⑨その他融資制度
- (訂正前) ただし、④については窓口となる各地域の社会福祉協議会を紹介
⑧については、ハローワーク・社会保険労務士会を紹介
- (訂正後) ただし、④については窓口となる各地域の社会福祉協議会を紹介
③⑥⑧については、ハローワーク・社会保険労務士会を紹介

以上